

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
SAGAMI CHEMICAL RESEARCH CENTER	04/01/2010

RECEIVING PARTY DATA

Name:	SAGAMI CHEMICAL RESEARCH INSTITUTE
Street Address:	2743-1, Hayakawa, Ayase-shi
City:	Kanagawa
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number
Application Number:	13122246

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (703)716-1180
Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.
Phone: 7037161191
Email: gbpatent@gbpatent.com
Correspondent Name: Greenblum & Bernstein, P.L.C.
Address Line 1: 1950 Roland Clarke Place
Address Line 4: Reston, VIRGINIA 20191

ATTORNEY DOCKET NUMBER:	P39897
NAME OF SUBMITTER:	Stephen M. Roylance

Total Attachments: 19
 source=P39897_RequestforChangeofName#page1.tif
 source=P39897_RequestforChangeofName#page2.tif
 source=P39897_RequestforChangeofName#page3.tif
 source=P39897_RequestforChangeofName#page4.tif
 source=P39897_RequestforChangeofName#page5.tif
 source=P39897_RequestforChangeofName#page6.tif

OP \$40.00 13122246

501582713

**PATENT
 REEL: 026533 FRAME: 0726**

source=P39897_RequestforChangeofName#page7.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page8.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page9.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page10.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page11.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page12.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page13.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page14.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page15.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page16.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page17.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page18.tif
source=P39897_RequestforChangeofName#page19.tif

履歴事項全部証明書

神奈川県綾瀬市早川2743番地1
 公益財団法人相模中央化学研究所
 会社法人等番号 0210-05-005383

名称	公益財団法人相模中央化学研究所	
主たる事務所	神奈川県綾瀬市早川2743番地1	
法人の公告方法	電子公告による。 http://www.sagami.or.jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告 をすることができない場合は官報に記載する方 法による。	
法人成立の年月日	昭和38年8月31日	
目的等	目的 この法人は、もっぱら科学及び教育のため設立されたものであり、科学に関 する基礎研究及び応用研究を行い、わが国及び世界の産業の進歩・発展に寄与 することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 主として化学に関し、産業の進歩・発展に寄与する総合的な基礎研究及 び応用研究を行うこと。 (2) 前号に掲げる事業により生じる成果を、広く一般の利用に供すること。 (3) 一般からの研究上の相談及び委託に応ずること。 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。	
役員に関する事項	評議員 赤木孝夫	平成22年 4月 1日就任 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 平成22年 6月18日辞任 平成22年 7月 6日登記
	評議員 伊藤健兒	平成22年 4月 1日就任
	評議員 賀来敏	平成22年 4月 1日就任
	評議員 近藤昭夫	平成22年 4月 1日就任

	評議員 迫田良三	平成22年 4月 1日就任
	評議員 長瀬裕	平成22年 4月 1日就任
	評議員 長棟輝行	平成22年 4月 1日就任
	評議員 細見彰	平成22年 4月 1日就任
	評議員 増村正志	平成22年 4月 1日就任
	評議員 諸岡良彦	平成22年 4月 1日就任
	評議員 山下節生	平成22年 6月18日就任 平成22年 7月 6日登記
	東京都港区赤坂六丁目19番23-307号 代表理事 田代圓	平成22年 4月 1日就任
	理事 田代圓	平成22年 4月 1日就任
	理事 平井憲次	平成22年 4月 1日就任
	理事 齋藤泰和	平成22年 4月 1日就任
	理事 佐々木博朗	平成22年 4月 1日就任 平成22年 6月18日辞任 平成22年 7月 6日登記

PATENT

神奈川県綾瀬市早川2743番地1
 公益財団法人相模中央化学研究所
 会社法人等番号 0210-05-005383

	理事 白石秀樹	平成22年 4月 1日就任
		平成23年 4月 1日辞任
	理事 御園生誠	平成22年 4月 1日就任
		平成23年 4月 6日登記
	理事 西澤恵一郎	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 6日登記
	理事 今泉泰彦	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 6日登記
	監事 石川克美	平成22年 4月 1日就任
	監事 橋本勉	平成22年 4月 1日就任
登記記録に関する事項	平成22年4月1日財団法人相模中央化学研究所を名称変更し、移行したことにより設立	平成22年 4月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局湘南支局管轄)

平成23年 4月28日

東京法務局港出張所
 登記官

山 本 浩



PATENT

Partial Translation of
CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL RECORDS

2743-1, Hayakawa, Ayase-shi, Kanagawa
Sagami Chemical Research Institute
Corporation No. 0210-05-005383

Name: Sagami Chemical Research Institute
Main Office: 2743-1, Hayakawa, Ayase-shi, Kanagawa

Matter Relating to Registration:

Sagami Chemical Research Center was renamed to the
above-identified new name on first day of April, 2010

Registration Date: April 1, 2010

This is a document for certifying that the above-listed
matters are all of the matters which are not closed and are recorded
in the registry.

Issue Date: April 28, 2011
Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch Office
Registrar: Hiroshi Yamamoto

公益財団法人 相模中央化学研究所

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人相模中央化学研究所（英名 Sagami Chemical Research Institute）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県綾瀬市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、もっぱら科学及び教育のため設立されたものであり、科学に関する基礎研究及び応用研究を行い、わが国及び世界の産業の進歩・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)主として化学に関し、産業の進歩・発展に寄与する総合的な基礎研究及び応用研究を行うこと。
- (2)前号に掲げる事業により生じる成果を、広く一般の利用に供すること。
- (3)一般からの研究上の相談及び委託に応ずること。
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 代表理事は、前各項の書類等を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任並びに解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、科学あるいは公益法人の運営に関して高い知識を有する者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号及び第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、評議員選定委員会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員が評議員候補者に推薦された場合、当該委員は、本人の選任決議に際して評議員選定委員として表決に加わることはできない。
- 8 評議員選定委員会は、第11条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 11 評議員に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第16条第2項に規定する事項の決議に参加するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員として権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定及びその規程
- (3) 評議員の報酬等の額の決定及びその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回毎事業年度終了後3ヵ月以内を開催するほか、必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

（招 集）

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（議 長）

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第20条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

（決 議）

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 前各項にかかわらず、代表理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 5 評議員会において、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、これを認めない。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、評議員会の議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

- 2 理事及び監事には、前項の支給基準に従って、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事長、最高顧問及び研究顧問並びにその職務)

第32条 この法人に、名誉理事長、最高顧問及び研究顧問若干人を置くことができる。

- 2 名誉理事長、最高顧問及び研究顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉理事長は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 4 最高顧問及び研究顧問は、この法人の研究業務運営に関し、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。
- 5 名誉理事長及び最高顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 研究顧問の報酬は、理事会の議決を経て、代表理事が決める。

第2節 理事会

(構成と開催)

第33条 この法人に理事会を設置し、理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2)規程類の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第37条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事会において、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は、これを認めない。

(報告の省略)

第39条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項による代表理事及び業務執行理事による理事会における自己の職務執行状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、代表理事が欠席したときは出席した全理事が記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、第16条第2項及び第21条第2項の定めにより、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 前各項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第6章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める個人情報取扱規程による。

(公 告)

第48条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に記載する方法による。

第7章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第8章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 田代 圓 平井憲次 齋藤泰和 佐々木博朗
白石秀樹 御園生誠
監事 石川克美 橋本 勉
- 4 この法人の最初の代表理事は、田代 圓、業務執行理事は、平井憲次とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
赤木孝夫 伊藤健兒 賀来 敏 近藤昭夫 迫田良三
長瀬 裕 長棟輝行 細見 彰 増村正志 諸岡良彦

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第7条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	みずほコーポレート銀行登録債券 3口 1億3千万円
定期預金	みずほコーポレート銀行定期預金 5億1千万円

Partial Translation of
ARTICLES OF INCORPORATION OF SAGAMI CHEMICAL RESEARCH INSTITUTE

Chapter 1 General Rule

Name

Article 1 This incorporation is named "Sagami Chemical Research Institute".

Article 2 (1) This incorporation has a main office in Ayase-shi, Kanagawa.

IN THE U.S. PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Hidenori AIHARA et al
Application No.: 13/122,246
Filed: April 1, 2011

Group Art Not yet assigned
Examiner: Not yet assigned

For: 1,3,5-Triazine Derivative, Process for Producing Same, and Organic Electroluminescent Element Comprising Same as Constituent Component

VERIFICATION OF TRANSLATION

Commissioner for Patents
U.S. Patent and Trademark Office
401 Dulany Street
Alexandria, VA 22314

Sir:

I, Yukio Uchida, of Uchida & Associates, Sunny Port Shiba 1005, 5-10, Shiba 2-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan hereby declare and certify the following:

I am knowledgeable in Japanese and English. I have reviewed
(1) Certificate of All Historical Records
Issued by Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato Branch Office, Japan, on April 28, 2011; and

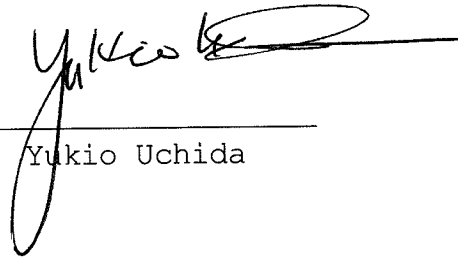
(2) Article of Incorporation
Issued by Sagami Chemical Research Institute;

and certify that to the best of my knowledge and belief the attached translations are accurate English translations made by me of the Certificate of All Historical Records and the Article of Incorporation.

The attached translation was made with the knowledge that willful false translation and statement so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false translation and statement may jeopardize the validity of the application or

any patent issued thereon.

Date: June 3, 2011



Yukio Uchida